電子入札システムで使用することができるＩＣカードについては、ホームページに掲載している電子入札運用基準で確認し、必要に応じて年間委任状等を提出するものとする。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は次の⑴に掲げる条件をすべて満たしている者を構成員とする⑵の共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、かつ、⑶①に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

⑴　競争に参加を希望する者の要件

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。

③　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けている者であること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

④　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記③の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑤　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑦　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑧　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑨　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑩　当機構西日本支社（所管事務所等を含む。）発注工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⑪　平成21年４月１日以降に当機構が関西地区において発注した工事種別「土木」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、下記の条件を満たすこと。

㈠　機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

㈡　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑫　低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

㈠　主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を構成員おのおのが、１名以上追加配置できること。

㈡　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⑬　総合評価に係る「技術提案書」が不備なく記載されていること。

⑵　共同企業体構成基準

①　構成員の数及び組合せ　⑴の要件を満たしている者の２社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件　全ての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

㈠　本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

㈡　平成13年度以降（平成13年４月１日から５⑶の提出日の前日まで）に完成し引渡しの済んでいる本工事と同種の工事について、元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事とは、以下の要件をすべて満たす施工実績が含まれている工事であり、要件①と要件②が別々の工事で含まれている場合でも可である。

要件①　整地土工事で、盛土量10万㎥以上の工事であること。

要件②　下水道工事で、本管工の施工延長1,000m以上の工事であること。

※全ての構成員が上記の実績を有すること。

③　全ての構成員が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に専任で配置できること。

㈠　１級土木施工管理技士の資格を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　配置する監理技術者等は、全ての構成員が元請として平成13年度以降（平成13年４月１日から５⑶の提出日の前日まで）に完成し引渡しの済んでいる本工事と同種の工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、整地土工事で、盛土量10万㎥以上の工事の実績を有すること。

※全ての構成員が上記の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

④　出資比率　各構成員の出資比率は、30%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

⑤　代表者の要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であることとする。

⑥　経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

⑶　特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㈠から㈣の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、早めに提出すること。）

㈠　提出書類

ａ）共同企業体受付票（様式１）　２部

ｂ）共同請負入札参加資格審査申請（様式２）　１部

ｃ）委任状（共同企業体代表者への委任）（様式３）　１部

ｄ）特定建設工事共同企業体協定書（様式４）　１部

㈡　提出期間　平成24年１月25日（水）から平成24年２月14日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

㈢　提出場所　上記３に同じ

㈣　提出方法　上記㈠ａ）からｄ）の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料の提出は、上記㈠ａ）からｄ）を受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。